

浜松市龍山北市民サービスセンター証明書交付業務非常勤嘱託員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市龍山北市民サービスセンター(以下「サービスセンター」という。)の証明書交付業務を行う非常勤嘱託員の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(非常勤嘱託員の設置)

第2条 サービスセンターに証明書交付業務非常勤嘱託員(以下「嘱託員」という。)を置く。

2 嘱託員は、市が委託する浜松市龍山森林文化会館管理運営業務(以下「管理運営業務」という。)の従事者をもって充て、市長が委嘱する。

(身分)

第3条 嘱託員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する職員としての身分を有するものとする。

(職務)

第4条 嘱託員は、管理運営業務の勤務日及び勤務時間の範囲内において、次に掲げる職務を行う必要が生じた時に、当該職務に従事する。

- (1) 市税及び個人県民税に係る証明に関すること。
- (2) 戸籍法に基づく証明の交付及び住民基本台帳法に基づく証明に関すること。
- (3) 印鑑登録証明に関すること。

(職務従事時間)

第5条 嘱託員が前条に定める職務に従事する時間は、次に掲げる日を除き、午前8時30分から午後5時15分までにおいて申請書等が提出されたことに伴い、前条に定める職務に従事する必要がある時間とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(任用期間)

第6条 嘱託員の任用期間は、1年を超えない範囲内で必要な期間とする。

(免職)

第7条 市長は嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その任期中においても職を免ずることができる。

- (1) 自己の都合により退職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 管理運営業務の契約が終了又は解除となったとき又は嘱託員が管理運営業務に従事

しないこととなったとき。

(5) 次条に規定する服務義務に反し、又はその職に必要な適格性を欠くとき。

(服務義務)

第8条 嘱託員は、その職務を自覚し誠実かつ公正に職務を執行しなければならない。

- 2 嘱託員は、職務の遂行にあたってはこれに専念しなければならない。
- 3 嘱託員は、職務の遂行にあたっては法令等を遵守しなければならない。
- 4 嘱託員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 5 嘱託員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(報酬)

第9条 嘱託員の報酬は、別表のとおりとする。

- 2 前項の報酬は、当該月分を翌月末までに支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第9条関係)

職務の種類	報酬単価
第4条に規定する職務(1件につき)	30円

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。